

# 国民健康保険の届け出は14日以内に

職場の健康保険・後期高齢者医療制度などに加入している人を除いた全ての人は、国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

転入や職場の健康保険から脱退した場合、国保への加入の届け出が必要です。届け出が遅れると、資格が発生した月から課税される国保税を、まとめて納めることとなります。

また、就職などで他の健康保険に加入し、国保の資格をなくしたにも関わらず、国保の保険証を使い診療を受けると、後日その医療費を返還することになります。加入と同様に脱退の届け出も忘れずにお願います。

なお、各種届出には、マイナンバーの記入が必要となります。

国民健康保険の届け出  
国民健康保険税  
市民課 税務課  
☎(50)1228  
☎(50)1242

| 届け出の内容   |                | 届け出に必要なもの                         |
|----------|----------------|-----------------------------------|
| 国保に入るとき  | 転入             | (届け出時に申し出)                        |
|          | 職場の健康保険をやめた    | 資格喪失証明書などの退職年月日のわかる書類、写真付き本人確認書類* |
|          | 子どもが生まれた       | (届け出時に申し出)                        |
| 国保をやめるとき | 生活保護を受けなくなった   | 保護廃止決定通知書、写真付き本人確認書類*             |
|          | 転出             | 市の保険証 (届け出時に申し出)                  |
|          | 職場の健康保険に加入した   | 市の保険証、職場の保険証                      |
| その他      | 死亡             | 市の保険証 (届け出時に申し出)                  |
|          | 生活保護を受けるようになった | 市の保険証、保護開始決定通知書                   |
|          | 修学のため他の市町村へ転出  | 市の保険証、在学証明書 (入学許可証)               |
| その他      | 世帯主、住所などが変わった  | 市の保険証 (世帯主の変更には、世帯全員の保険証)         |
|          | 保険証をなくした       | 写真付き本人確認書類*                       |

\*写真付き本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

## 70歳から医療機関での窓口負担が変わります

☎市民課 ☎(50)1228

70歳になった翌月（1日生まれの人はその月）から医療機関での窓口負担が2割に変更になります。

ただし、昭和19年4月1日以前生まれの人の窓口負担は、これまでどおり1割です。現役並み所得者の窓口負担も、3割のまま変更ありません。

### ■対象 国民健康保険に加入している人

|                                      |                  |    |
|--------------------------------------|------------------|----|
| 現役並み所得者以外<br>後期高齢者<br>医療制度<br>移行者を除く | 昭和19年4月1日以前生まれの人 | 1割 |
|                                      | 昭和19年4月2日以降生まれの人 | 2割 |
| 現役並み所得者                              |                  | 3割 |

※新たに70歳になる人には、誕生月（1日生まれの人は前月中）に新しい保険証を送付します



## 宝くじ助成金を活用 石納区で集会所を建設

☎市民協働課 ☎(50)1261

石納区では老朽化の進んでいた地区集会所施設を（一財）自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、新たに建設しました。

当施設は、地域コミュニティ活動の活性化や、歴史ある町内会の伝統を継承していくための活動の場として活用されます。

※この助成事業は、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に（一財）自治総合センターが助成しています

## 土地家屋縦覧帳簿の縦覧期間は4月3日(月)から

☎税務課 ☎(50)1223

土地・家屋の固定資産税納税者は、自己の所有する土地・家屋の平成29年度価格などを縦覧帳簿により確認することができます。

■期間 4月3日(月)～5月1日(月)（土・日曜日、祝日を除く）

- く 8時30分～17時15分
- 場所 税務課、各支所の窓口
- 縦覧できる人
- ◇納税者本人（同居の親族を含む）
- ◇納税者の代理人
- 縦覧できる内容
- 土地の固定資産税納税者
- 土地縦覧帳簿により所在、地番、評価地目、地積、評価額
- 家屋の固定資産税納税者
- 家屋縦覧帳簿により所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額
- 持ち物
- ◇納税通知書
- ◇写真付き本人確認書類（運転免許証など）
- ◇委任状（代理人の場合）
- 手数料 無料

## パブリックコメント あなたの意見をお聞かせください

☎商工観光課 ☎(50)1212

市では、政策などを策定する際に、その案を公表して意見を募集し、意見を考慮して意思決定を行う「パブリックコメント制度」を実施しています。この制度に基づき、意見を募集します。

### 香取市集客・観光・交流アクションプラン見直し版(案)

#### ■計画の概要

市の観光基本計画として、3年ごとに見直しを行っていただきます。今回は、平成28年度までの本プランの見直しを実施します。

■募集期限 3月22日(水)

■資料の公表

商工観光課(3階)、市役所、各支所1階情報コーナーで閲覧できるほか、市ホームページでも閲覧できます。

■提出方法

氏名・住所・電話番号を明記の上、商工観光課に持参するか、郵送、ファクス、メールのいずれかで提出してください（電話での応募は不可）。用紙は、各閲覧場所に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

■提出先

商工観光課  
〒287-8501  
佐原口2127  
☎(54)2855  
✉kanko@city.katori.jp

## 3/26 県知事選挙の投票日!



明るい選挙啓発ポスター

文部科学大臣・総務大臣賞入選  
鈴木賀久さん（佐原小3年）の作品